

○次世代育成支援対策地域協議会条例

平成十七年十月六日
宮城県条例第五十三号

次世代育成支援対策地域協議会条例をここに公布する。

次世代育成支援対策地域協議会条例
(設置等)

第一条 知事の諮問に応じ、次世代育成支援対策(次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二十号)第二条に規定する次世代育成支援対策をいう。以下同じ。)の推進に関する重要事項を審議するため、宮城県次世代育成支援対策地域協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、前項に規定する重要事項に関し知事に意見を述べることができる。
(組織等)

第二条 協議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 次世代育成支援対策の推進に関係する団体の役員又は職員
- 三 次世代育成支援対策に関心を有する者
- 四 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、三年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第三条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第五条 協議会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(部会)

第六条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 協議会に、部会の所掌に属させられた事項の審議に資するため、部会委員を置く。

3 部会委員は、学識経験を有する者、関係行政機関の職員等のうちから、知事が任命する。

4 部会に属すべき委員及び部会委員は、十人以内とし、会長が指名する。

5 第二条第三項及び第四項の規定は部会委員について、前三条の規定は部会について準用する。

(秘密の保持)

第七条 委員及び部会委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和三十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(この条例の失効)

3 この条例は、平成三十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

(平二六条例四七・一部改正)

附 則(平成二六年条例第四七号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、第一条中職員の特殊勤務手当に関する条例第四条第一項第二号の改正規定(「育成又は更生」を「又は育成」に改める部分に限る。)及び第五条の規定は公布の日から、第二条、次項及び附則第三項の規定は平成二十七年四月一日から施行する。